

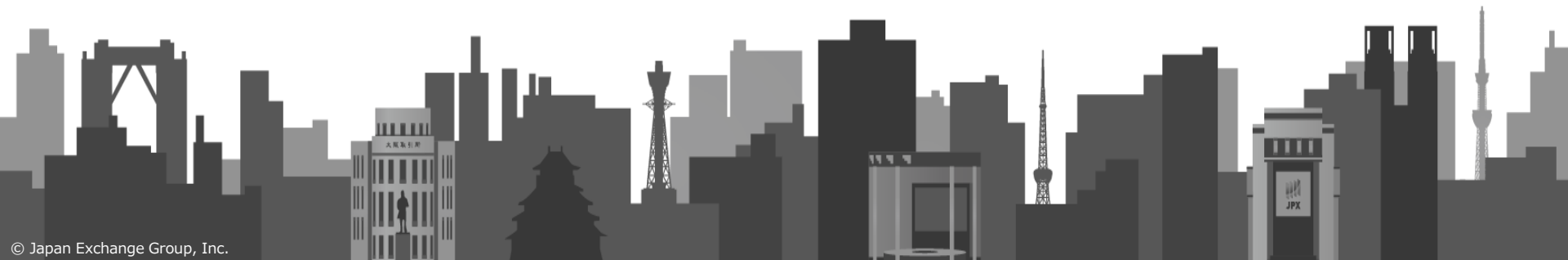


ESG投資におけるデジタル債の活用に関する研究会

## サステナビリティ開示の最新動向について

日本取引所グループ サステナビリティ推進部

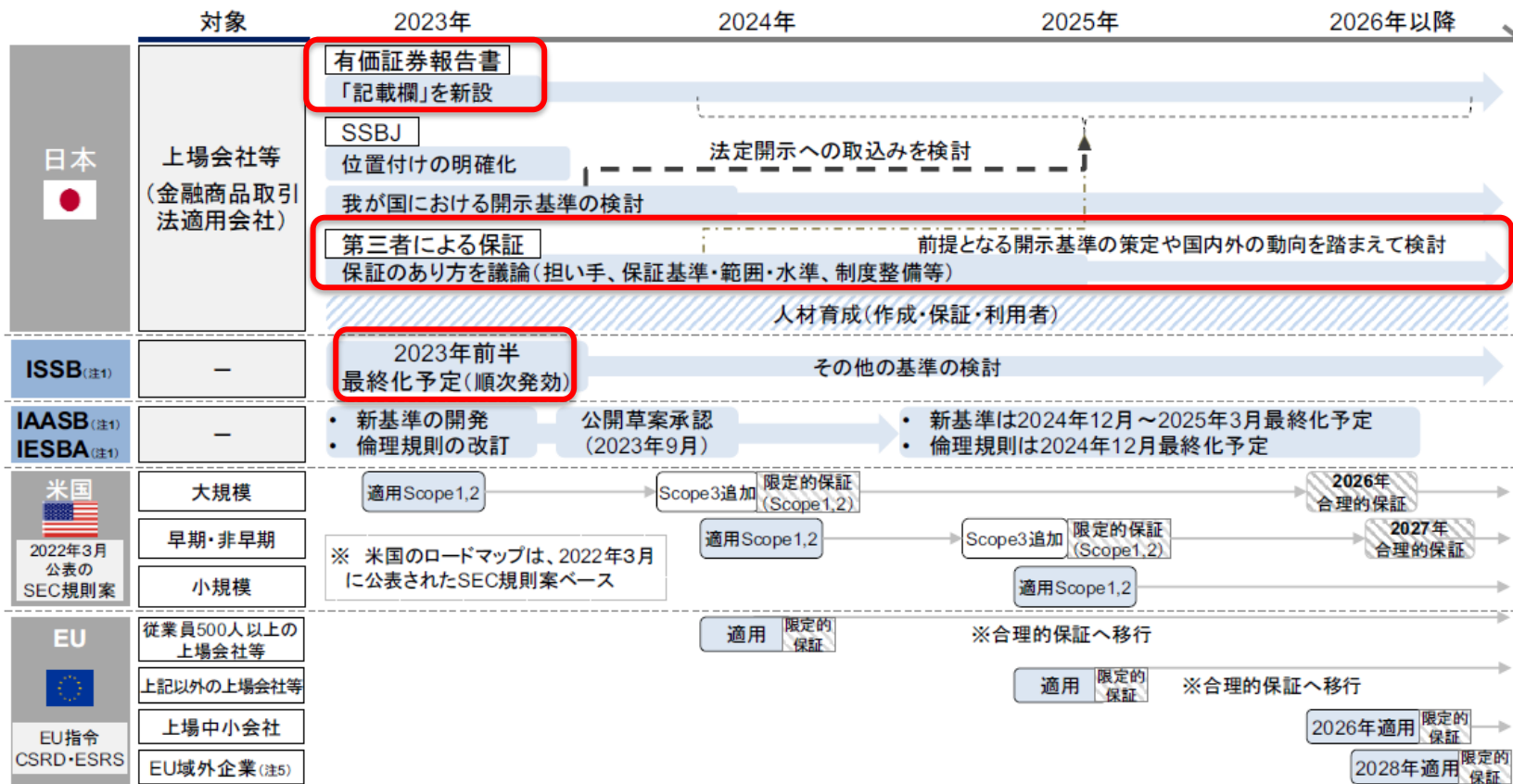
2023年3月16日



# サステナビリティ開示のロードマップ

## 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



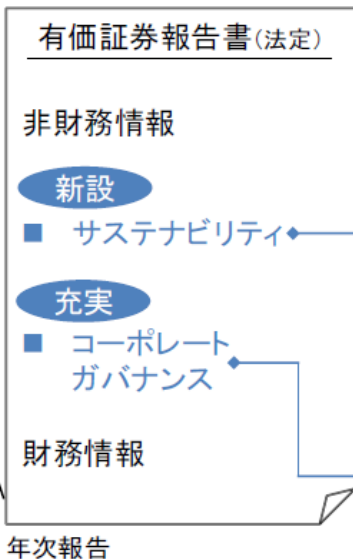
(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2) ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載  
 (注3) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。  
 (注4) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ  
 (注6) 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1~2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

## 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

非財務情報開示の充実

(府令改正事項)



サステナビリティ

コーポレートガバナンス

全般

■ サステナビリティ情報の『記載欄』を新設

- ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
- ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

■ 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

多様性

■ 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加

取締役会の機能発揮

■ 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の『記載欄』を追加

開示の効率化

(法改正事項)



四半期開示の見直し

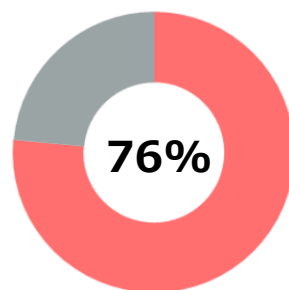
■ 金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」

■ 「一本化」の具体化に向けた課題(義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等)は、検討を継続

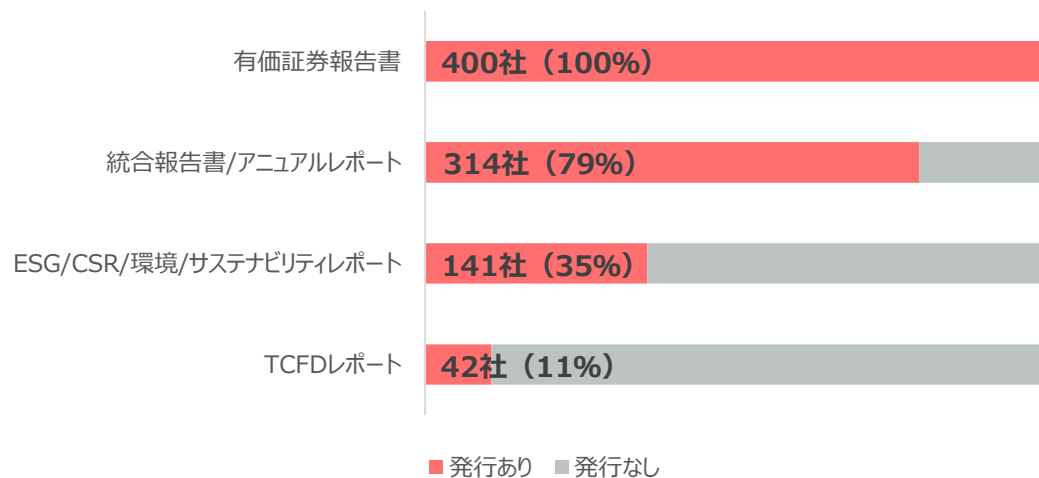
(注) 上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

- 調査対象企業400社の合計時価総額が東京証券取引所全上場会社の合計時価総額に占める割合は76%。
- 調査対象企業のうち、314社が統合報告書/アニュアルレポート、141社がESG/CSR/環境/サステナビリティレポート、42社がTCFDレポートを発行している。

調査対象企業の時価総額が東証上場会社の合計時価総額に占める割合  
(2022年10月末時点 出典：東京証券取引所)



調査対象企業の各媒体発行状況 (全400社)

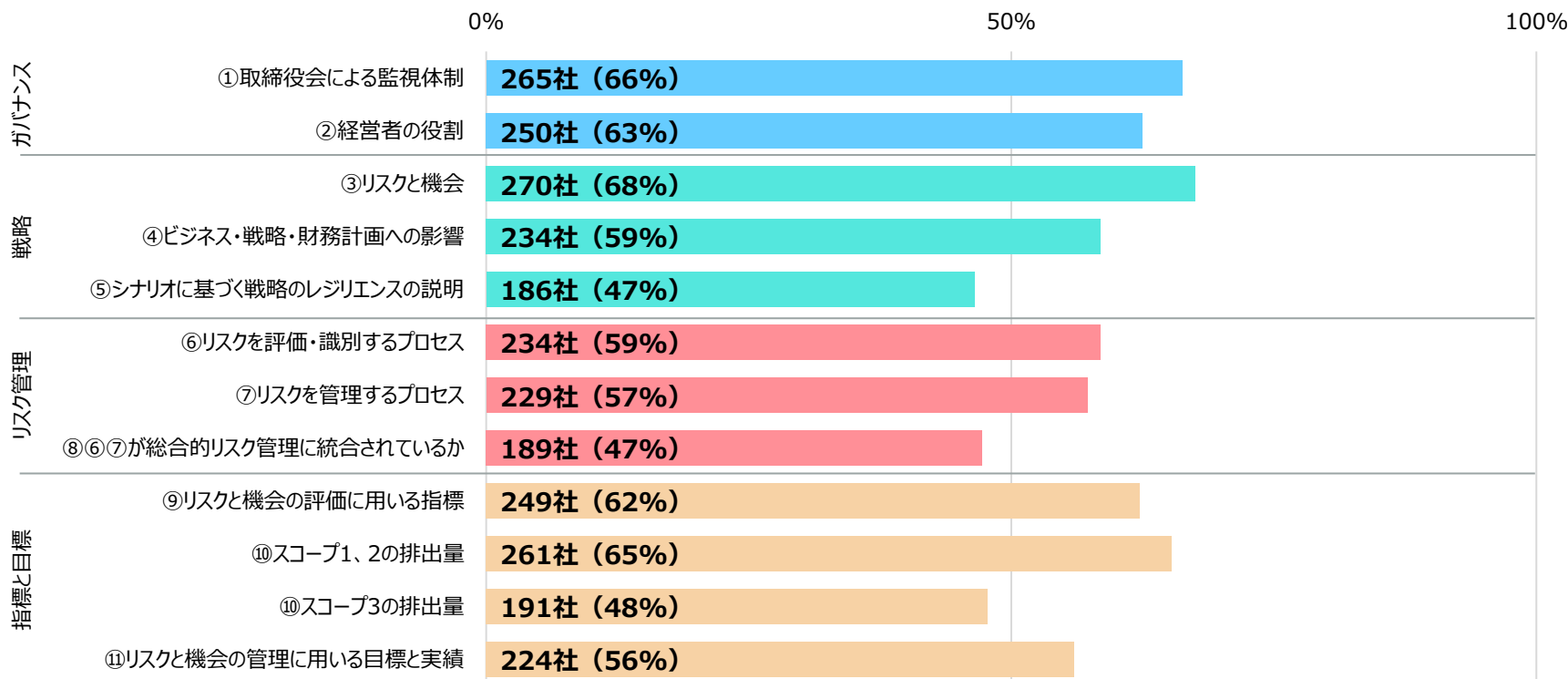


# 11項目の開示状況

- TCFD提言の開示推奨項目の開示状況をみると、「③リスクと機会」（270社、68%）に関する情報の記載が最も多く、「①取締役会による監視体制」（265社、66%）「⑩スコープ1、2の排出量」（261社、65%）が続く。
- 一方、記載していた会社が最も少ない項目は、「⑤シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明」（186社、47%）、「⑧⑥⑦が総合的リスク管理に統合されているか」（189社、47%）。
- GHG排出量のスコープ3については、191社（48%）が該当する情報を開示している。

TCFD提言が推奨する11項目の開示状況

（調査対象媒体のいずれかで各項目に該当する情報を開示している会社数。括弧内は割合。全400社）

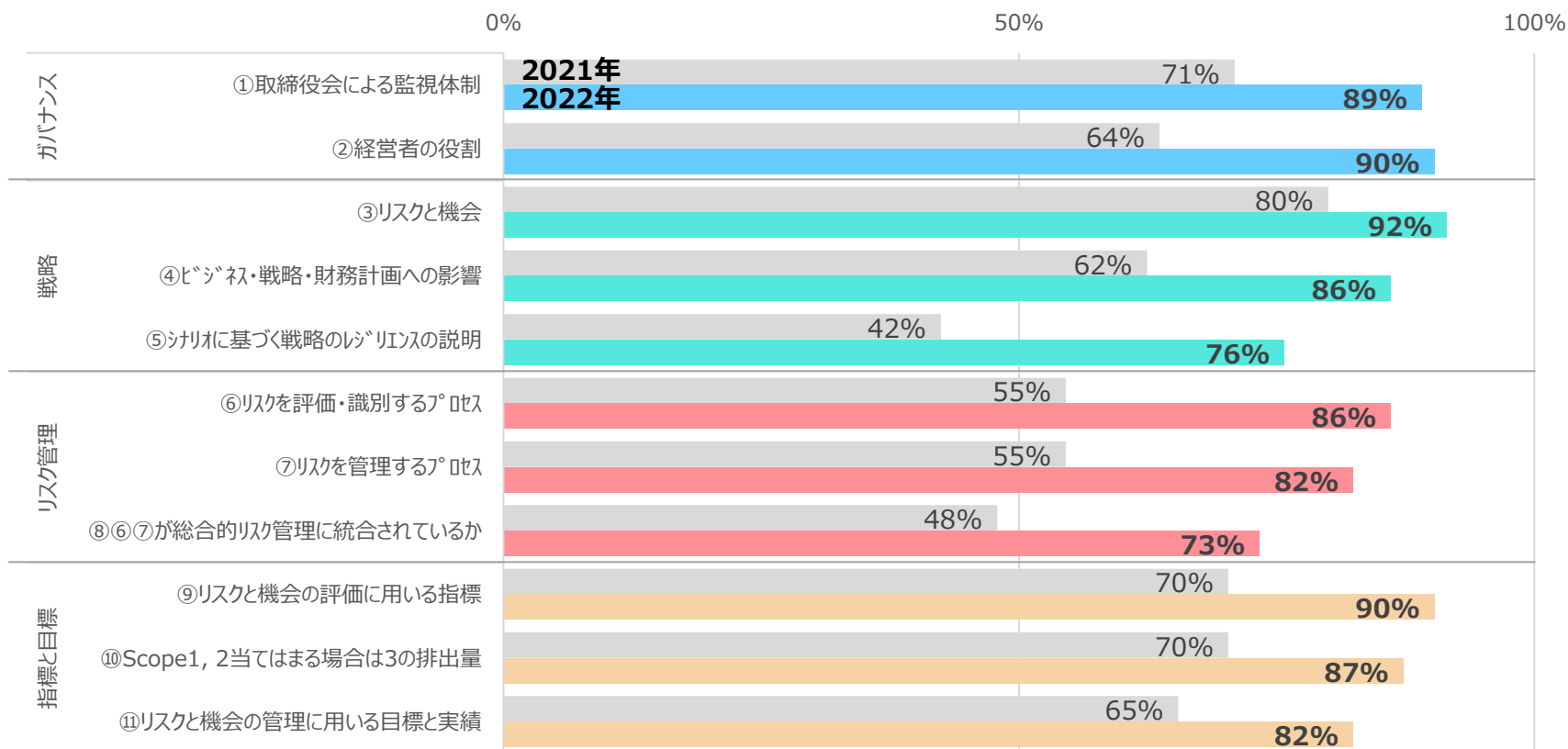


※⑩については、スコープ1、2とスコープ3を分けて集計。

# 前回調査との比較 11項目の開示状況の変化

- 前回（2021年11月公表。調査対象は2021年3月末時点でTCFDに賛同していた上場会社259社。）と今回の調査のいずれにも含まれていた165社の開示状況の変化をみると、全ての項目について、開示している会社の割合が増加した。
- 最も変化が大きかった項目は、「⑤シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明」（34ポイント増加）で、「⑥リスクを評価・識別するプロセス」（31ポイント増加）が続く。

TCFD提言が推奨する11項目の開示状況  
 （調査対象媒体のいずれかで各項目に該当する情報を開示している会社の割合。全165社）  
 上段：2021年 下段：2022年



# 第7回 ESG投資におけるデジタル債の活用に関する研究会 実施済み研究会アンケートに関するフォローアップ①

野村證券株式会社

2023年3月16日

STRICTLY PRIVATE AND CONFIDENTIAL

野村證券株式会社

## デジタル債のリスク特性について

■ ご参加者様より頂きましたご意見

- 今後デジタル債の活用を広げるためにも、デジタル債と私募債のリスク特性などを比較整理したものを作成・公表頂きたい。

		公募/私募デジタル債	私募振替債	公募振替債
新発債 プライシング プロセス		✓ 現状ではデジタル債が黎明期で公募/私募にかかわらず、限定された投資家数と条件交渉と思料	✓ マーケティングレンジを設定し、私募の類型に応じて、限定された投資家数と条件交渉	✓ マーケティングレンジを設定し、幅広く投資家と条件交渉
時価データ		✓ 引受会社の提示時価	✓ 提示なし(引受会社が提示するケースあり)	✓ JS-Priceや売買参考統計値
売却時の 流動性	通常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現時点で留意が必要</li> <li>✓ 今後、投資家及び証券会社におけるデジタル債市場参加者の増加が必要</li> </ul>	✓ 一定の制限のもとで売却可能(一括転売のみ、適格機関投資家限定、など)	✓ 売却可能
	市場環境 悪化時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現時点では留意が必要</li> <li>✓ 今後、投資家及び証券会社におけるデジタル債市場参加者の増加が必要となる</li> </ul>	✓ 一定の制限のもとで売却可能だが、購入可能な投資家が公募債よりも少ないため、希望通りの売却ができるとは限らない	✓ 売却可能だが、価格やロットなど希望の条件では売却できない可能性あり



本資料は、ご参考のために野村證券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項についてお客様が意思決定を行う場合には、事前にお客様の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村證券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

第7回 ESG投資におけるデジタル債の活用に関する研究会

## 実施済み研究会アンケートに関するフォローアップ②

株式会社 BOOSTRY 佐々木 俊典

## 実施済み研究会アンケートに関するフォローアップ② (社債原簿のバックアップについて)

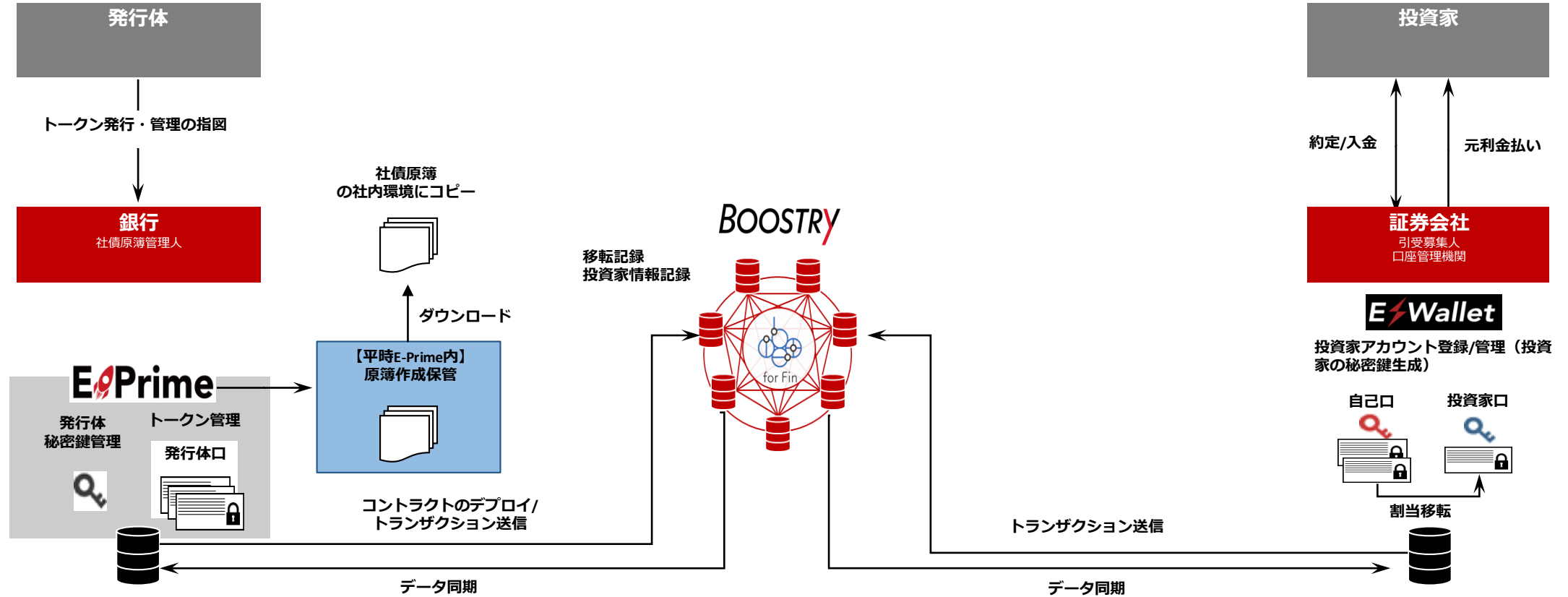
### ■ ご参加者様より頂きましたご意見

- 災害・システム障害・その他障害に備えて、社債原簿についてはバックアップが必要であると思うが、どのように社債原簿は管理されるのか。
- マニュアルでのバックアップ取得は、社債原簿管理人の業務負荷が高いと想定するが、何かシステムの的な手当てはあるのか。

### ■ ご回答

- ibet for Finでは社債原簿作成に必要なデータがブロックチェーン上にあり、BOOSTRY社がご提供するシステム「E-Prime」をご利用頂いた場合は、E-Primeでブロックチェーン上のデータを収集して、その他必要があるデータと合わせて保存することで社債原簿が作成できます。万が一ブロックチェーンがダウンした際にもE-Primeでブロックチェーン停止前までの社債原簿の表示等は可能です。また、E-Primeはサービスが停止するの防ぐための冗長化やデータベースのバックアップをとっています。このような対応で社債原簿管理としては十分と考えますが、E-Primeの社債原簿データは利用企業様の社内環境にコピーも可能です。その他、緊急時対応については関係者間で合意した業務規程で対応が定義されています。

# 実施済み研究会アンケートに関するフォローアップ② (社債原簿のバックアップについて)



**BOOSTRY**  
*Boost your try.*